

#### (4) ごみステーションに出された資源物の持ち去り行為の禁止

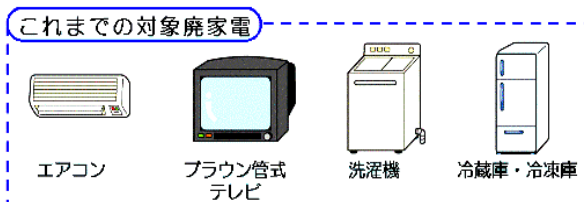
ごみステーションから資源の持ち去りが多発していることから、ごみステーションに出された資源物の持ち去りを防止するため、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正した。

4月1日より、市の委託業者以外の者が資源物を持ち去る行為は、条例違反とする。違反した場合は、20万円以下の罰金が科せられる。

#### (5) 家電リサイクル法の改正に伴う対象製品の追加

##### 【現行】

- ・エアコン
- ・テレビ（ブラウン管式）
- ・冷蔵庫（冷凍庫を含む）
- ・洗濯機



##### 【平成21年4月1日から、追加される電化製品】

- ・液晶式テレビ
- ・プラズマ式テレビ
- ・衣類乾燥機



#### (6) スプレー缶・カセットボンベの収集日変更による効果

収集日を、燃やさないごみの日（機械車）から資源回収の日（ダンプ車）に変更したことにより、車両火災が大幅に減少した。

##### 【車両火災事故の発生件数】

H17年度	15
H18年度	13
H19年度	12
H20年度(1月末)	2